

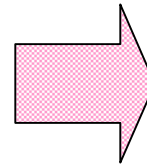
(資料1)新体系移行時における激変緩和措置について

新体系移行時における激変緩和措置については、新体系へ移行前の報酬単価の90%を保障する取扱いを示しているところであるが、サービス体系の再編や報酬の日払い化など、抜本的な制度の見直しにより、事業者の運営に影響が生じる場合もあることから、新体系移行時の激変緩和措置について、次のとおり見直しを行うこととする。

※ 旧支援費対象施設の旧体系における激変緩和措置は、従来どおり90%を保障。

1. 対象施設の拡大

○ 旧支援費対象施設及び障害児施設が新体系へ移行した場合に限る。

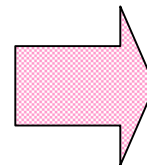


○ 支援費対象施設及び障害児施設に加えて、**グループホーム及び旧精神障害者社会復帰施設等**が新体系へ移行した場合についても対象とする。

2. 激変緩和措置による保障額の算定方法

○ 旧体系における平均単価の90%と、新体系移行後の平均単価との差額を保障。

→ **報酬単価ベースでの90%保障**



○ 新体系へ移行した場合についても、旧体系における激変緩和措置による保障額と同額を保障。

→ **旧体系と同額を保障**

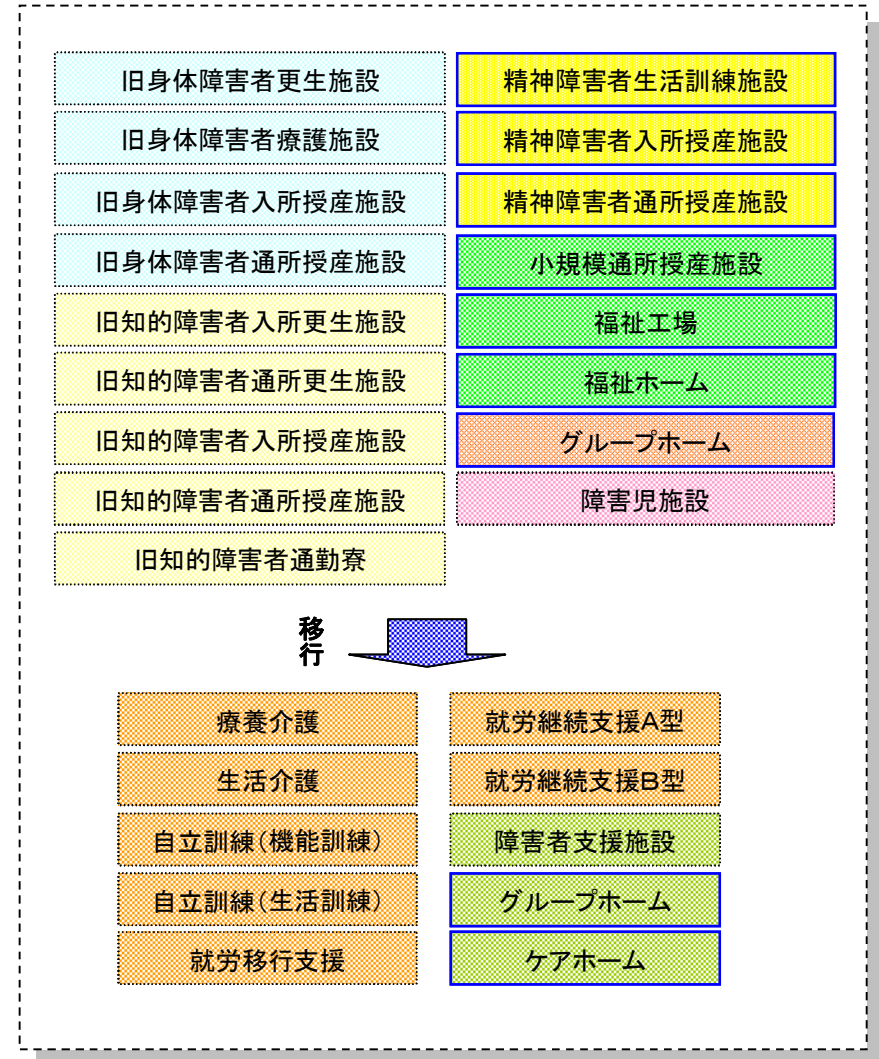
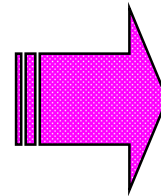
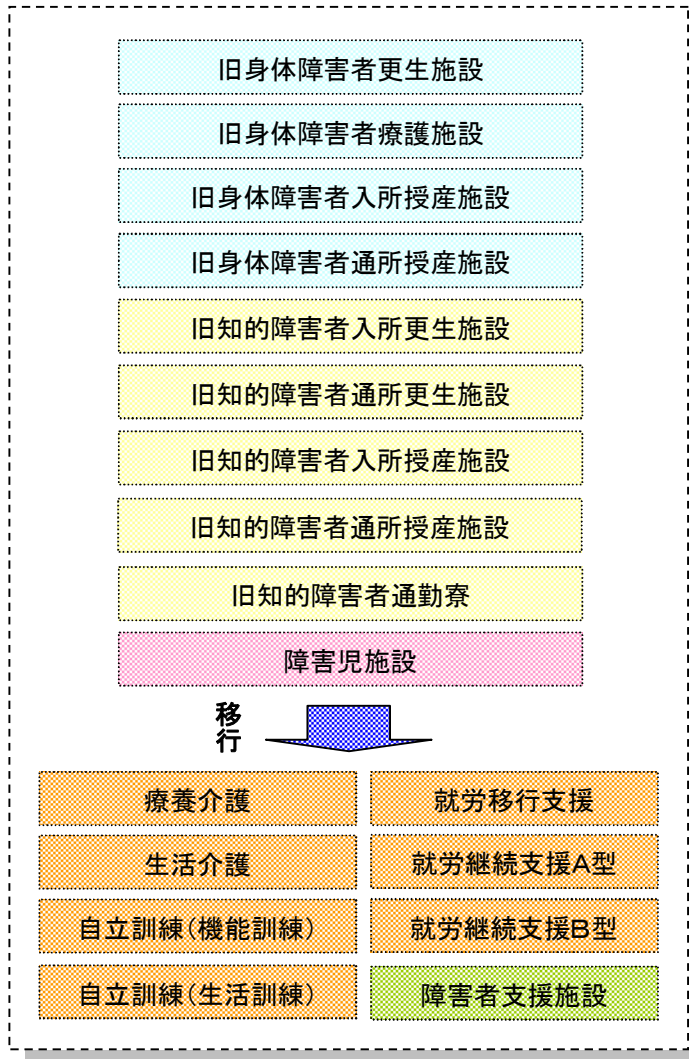
※ これら見直しについては、各都道府県ごとの交付金の既配分額の変更を行うものではない。

対象施設の拡大について

【当初】

【見直し後】

旧体系

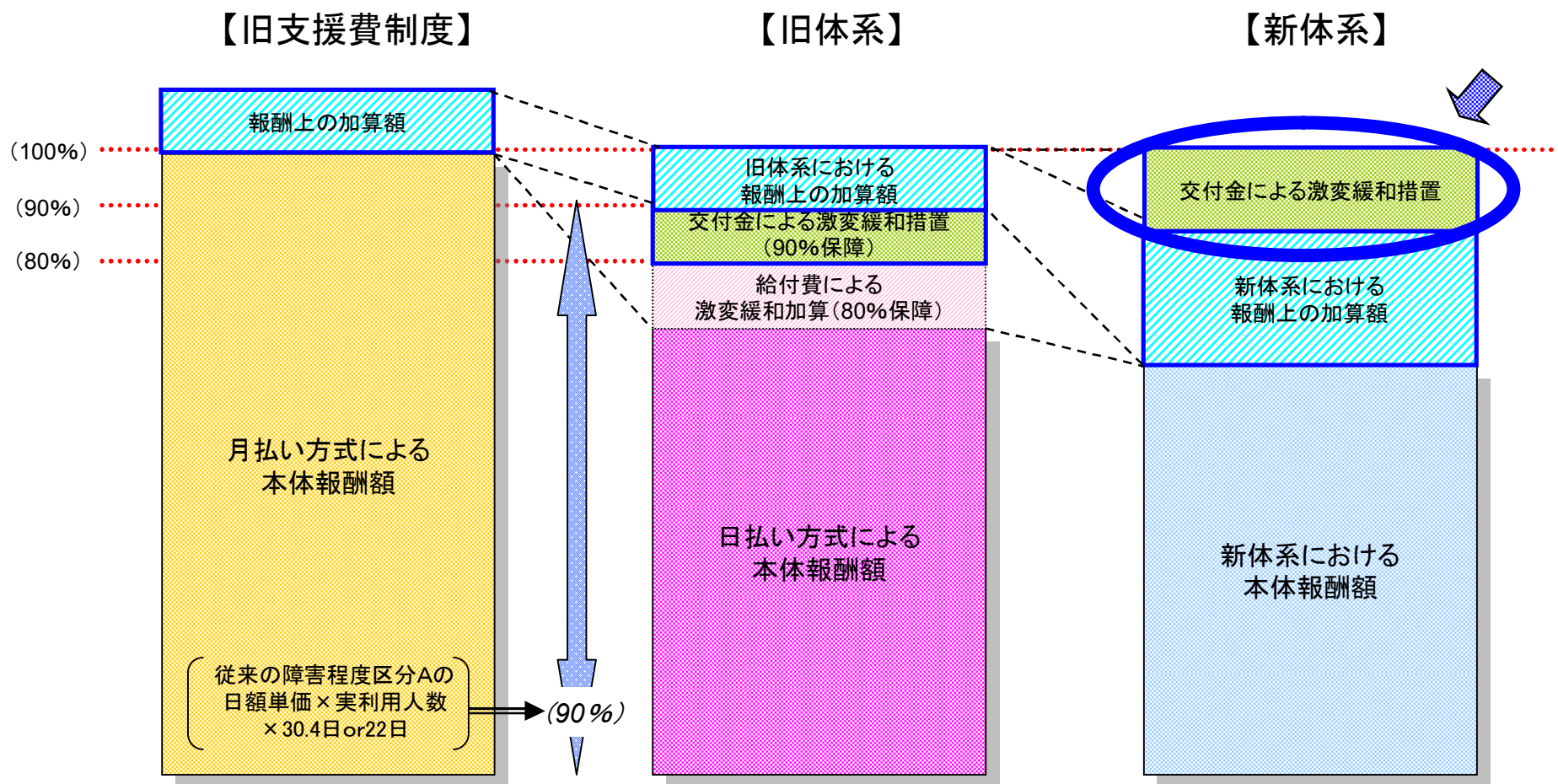


(注1) 入所施設の通所部及び分場については、本体施設の一部として対象とする。

(注2) 新体系移行後、多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設となる場合については、これらを1の事業所又は施設として取り扱うこと。

新体系移行時における激変緩和措置の基本的な考え方

新体系移行時における激変緩和措置については、旧体系における激変緩和措置と同水準となるよう、旧体系における激変緩和措置による保障額(利用率が90%である場合の旧体系単価による報酬額(本体報酬以外の諸加算を含む。))と新体系移行後における請求額(本体報酬以外の諸加算を含む。)との差額を助成する。



激変緩和措置による助成額の算定方法について

1. 旧体系における激変緩和措置(90%保障)の実績を有する(平成19年5月以降に移行した)支援費施設の場合

(1)算式

◎ (新体系移行月の前月における給付単位数－新体系移行後の各月の給付単位数)÷新体系移行後における各月の実利用延べ日数

- 新体系移行月の前月における給付単位数・・・当該事業所の全ての利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中の「給付単位数」の合計額
- 実利用延べ日数・・・1月間の利用者の利用日数の合計数(人/日)

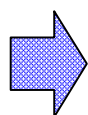
(注1) 計算の過程において小数点以下の端数が生ずる場合については、その都度小数点第1位を四捨五入すること。

(注2) 「新体系移行後の各月の給付単位数」については、各種加算を含む施設全体の給付単位数とする。

(注3) 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取扱うものとする。

(2)算出例(知的障害者通所更生施設(30人規模)から生活介護(生活介護サービス費(VI))へ移行した場合)

実利用延べ日数		500(人/日)	
新体系移行月の前月における給付単位数		417,620単位	
新体系移行後の請求額	本体報酬	696単位×500人/日	348,000単位
	食事提供体制加算	42単位×500人/日	21,000単位
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位×500人/日	20,500単位
	合計		389,500単位



◇ 助成額・・・417,620単位－389,500単位＝28,120単位
 28,120単位÷500人/日＝56.24単位(小数点第1位四捨五入)
 ≒ **56単位**(1日当たり加算額)

(注) 地域別の1単位の単価については、サービスの種類ごとに、新体系移行後の1単位の単価を乗ずるものとする。

2. 旧体系における激変緩和措置(90%保障)の実績を有しない(平成19年4月以前に移行した)支援費施設の場合

(1)算式

◎ [(助成算定基準単位数+加算給付単位数)－新体系移行後の各月の給付単位数]÷新体系移行後における各月の実利用延べ日数

- 助成算定基準数…平成18年3月(又は新体系へ移行した月の前月)の実利用者数(人) × $\left\{ \begin{array}{l} 30.4日(入所の場合) \\ 22日(通所の場合) \end{array} \right\} \times 90\%$
- 助成算定基準単位数…(「助成算定基準数」－「実利用延べ日数」)×「当該施設の区分Aの単位数」×0.9+「実利用延べ日数」×「当該施設の区分Aの単位数」
- 加算給付単位数…新体系移行前の直近1月間の加算給付単位数
- 実利用延べ日数…1月間の利用者の利用日数の合計数(人/日)
- 新体系移行後の各月の給付単位数…当該事業所の全ての利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中の「給付単位数」の合計額

(注1) 「助成算定基準数」については、旧体系における激変緩和措置において算定した助成算定基準数と同じになる。

また、障害者支援施設の場合にあっては、通所者と入所者を区分して、それぞれ算定すること。

(注2) 「加算給付単位数」については、介護給付費・訓練等給付費における「激変緩和加算」を算定している場合にあっては当該加算を除く。

(注3) 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取扱うものとする。

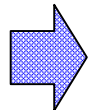
(注4) 計算の過程において小数点以下の端数が生ずる場合については、その都度小数点第1位を四捨五入すること。

(注5) 「実利用延べ日数」について、障害者支援施設の場合にあっては、施設入所支援に係る実利用延べ日数とすること。

(注6) 「新体系移行後の各月の給付単位数」については、各種加算を含む施設全体の給付単位数とする。

(2) 算出例(知的障害者通所更生施設(30人規模)から生活介護(生活介護サービス費(VI))へ移行した場合)

実利用延べ日数		500(人/日)	
平成18年3月の実利用者数		29(人)	
助成算定基準数		29人×22日×90%	574(人/日)
助成算定基準単位数		(574人/日-500人/日)×700 単位×0.9+500人/日×700単位	396,620単位
加算給付単位数	食事提供体制加算	42単位×500人/日	21,000単位
新体系移行後の請求額	本体報酬	696単位×500人/日	348,000単位
	食事提供体制加算	42単位×500人/日	21,000単位
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位×500人/日	20,500単位
	合計		389,500単位



◇ 助成額・・・396,620単位+21,000単位-389,500単位= 28,120単位
 28,120単位÷500人/日=56.24単位(小数点第1位四捨五入)
 ≒ 56単位(1日当たり加算額)

(注) 地域別の1単位の単価については、サービスの種類ごとに、新体系移行後の1単位の単価を乗ずるものとする。

3. グループホーム及びケアホームの場合

(1) 算式

【① 知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)の場合】

◎ $[(\text{区分Ⅰの利用者に係る助成算定基準数} \times \text{区分Ⅰの所定単位数}) + (\text{区分Ⅱの利用者に係る助成算定基準数} \times \text{区分Ⅱの所定単位数})] - \text{新体系移行後の各月の給付単位数} \div \text{実利用延べ日数}$

【② 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)の場合】

◎ $(\text{助成算定基準数} \times \text{所定単位数}) - \text{新体系移行後の各月の給付単位数} \div \text{実利用延べ日数}$

○ 助成算定基準数・・・平成18年3月(又は平成18年9月)の契約利用者数(人) × 30.4日 × 90%

(注)「契約利用者数」については定員を上限とする。

○ 所定単位数・・・平成18年4～9月の報酬額(単位/日)

○ 実利用延べ日数・・・1月間の利用者の利用日数の合計数(人/日)

(注1)「新体系移行後の各月の給付単位数」については、各種加算を含む事業所全体の給付単位数とする。

(注2)計算の過程において小数点以下の端数が生ずる場合については、その都度小数点第1位を四捨五入すること。

(注3)助成額の算定に当たっては、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。

(2) 算出例(知的障害者地域生活援助事業(4人定員(区分Ⅰ:2人、区分Ⅱ:2人))から、指定共同生活介護事業(4人定員(区分4:1人、区分3:2人、区分2:1人))へ移行した場合)

契約利用者数			4人
実利用延べ日数			112(人/日) (各人28日利用の場合)
助成算定基準数	区分Ⅰ	2人×30.4日×90%	55人/日
	区分Ⅱ	2人×30.4日×90%	55人/日
新体系移行後の請求額	本体報酬	(210単位×1人×28日+273単位×2人×28日+300単位×1人×28日)	29,568単位
	小規模事業加算	37単位×112人/日	4144単位
合計			33,712単位

◇ 助成額・・・(450単位×55人/日+225単位×55人/日) - 33,712単位 = 3,413単位

3,413単位 ÷ 112人/日 = 30.47単位 (小数点第1位四捨五入)

≒ **30単位** (1日当たり加算額)

(注) 地域別の1単位の単価については、グループホーム又はケアホームごとに、新体系移行後の1単位の単価を乗ずるものとする。

4. 精神障害者社会復帰施設(ハコ払い施設)の場合

(1) 算式

◎ (助成算定基準単位数－新体系移行後の各月の給付単位数) ÷ 実利用延べ日数

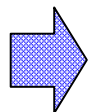
○ 助成算定基準単位数・・・ $\left\{ \begin{array}{l} \text{(国庫補助基準額が年額の場合): 平成18年度国庫補助基準額} \div 12\text{月} \div 10\text{円} \times 90\% \\ \text{(国庫補助基準額が月額の場合): 平成18年度国庫補助基準額} \div 10\text{円} \times 90\% \end{array} \right\}$

○ 実利用延べ日数・・・1月間の利用者の利用日数の合計数(人/日)

- (注1) 「平成18年度国庫補助基準額」については、国庫補助基準単価に各種加算を加えた合計額とする。
 (注2) 計算の過程において小数点以下の端数が生ずる場合については、その都度小数点第1位を四捨五入すること。
 (注3) 「新体系移行後の各月の給付単位数」については、各種加算を含む施設全体の給付単位数とする。
 (注4) 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取扱うものとする。

(2) 算出例(精神障害者通所授産施設(20人規模・丙地)から就労継続支援B型へ移行した場合)

実利用延べ日数		350 (人/日)	
助成算定基準数		(1,749,970円+408,310円(指導員増員分) ÷ 10円 × 0.9)	
新体系移行後の請求額	本体報酬	460単位 × 350人/日	161,000単位
	食事提供体制加算	42単位 × 350人/日	14,700単位
	合計		175,700単位



◇ 助成額・・・ 194,245単位 - 175,700単位 = 18,545単位
 18,545単位 ÷ 350人/日 = 52.98単位 (小数点第1位四捨五入)
 ≒ **53単位** (1日当たり加算額)

(注) 地域別の1単位の単価については、サービスの種類ごとに、新体系移行後の1単位の単価を乗ずるものとする。